

もう手遅れ？「解約はできません」 同意書にサインしてしまった！！

相談事例 1

エステティックコースを契約し、4回消化後に書面で中途解約を申し入れたところ、スタッフから「キャンペーンコースは解約できない。契約時の同意書にサインをもらっている。」と説明された。契約書はエステティック業界団体が販売するエステティックサービス契約書が使用されており、裏面の契約約款には中途解約可能との表記がある。一方、契約締結時にサインした同意書には、『いかなる場合も中途解約はできない。』と記載されている。

解約したい！



相談事例 2

クレジット一括払いにて、エステティックコースを約40万円で契約し、その後10回消化した。契約書面のタイトルは、『エステティック契約書』となっており、裏面には『クーリング・オフおよび中途解約が可能である。』旨が明記されている。それに対して契約締結時にサインした同意書には、『モニター契約のため解約不可。』と明記されている。このような場合、解約はできないのか。

上記相談事例は、特定継続的役務提供契約における解約清算トラブルになります。
特定継続的役務提供に該当する取引は、『特定商取引法(特商法)』の対象となります。



◆ 特定継続的役務提供契約の中途解約、契約期間内であれば可能

たとえ『解約不可』と記載された同意書を取り交わしていても、契約期間内であれば、事業者は消費者からの中途解約の申し入れを拒むことはできません。

◆ 不当な契約条項は無効

消費者の利益を不当に害する契約条項は、消費者契約法では無効とされています。『一切返金には応じない』、『解約権を放棄する』といった条項に同意していても、解約する権利そのものを奪う同意書は、無効となる可能性があります。

◆ モニター契約での注意点

契約が業務委託によるモニター契約と判断される場合、解約の可否は事業者が定める契約内容により左右されるため、解約条件の記載内容を必ず確認しましょう。

「サインしてしまったから……」と諦める前に、契約内容や契約形態を必ず確認しましょう！
判断に迷われたら……

AEAエステティック相談センターもしくは、消費者生活センターへ連絡しましょう